○財務省告示第二百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・六一トン
四	八、二八一トン
五	二四四トン
六	四トン
七	一・一三トン
八	○・三二トン
九	三、六八一トン
一〇	一四一トン
一一	四二トン
一二	一一、九五四トン
一三	九九〇、八九四トン
一四	二七七、八六〇トン
一四の二	五四、五七五トン
一五	一六八トン
一六	一、三八四トン
一七	一八、三五八トン
一八	一、六三八トン
一九	一二四トン
二〇	四七トン
二一	四、一七七トン
二二	六八トン
二三	一七七トン
二四	三トン
二五	○トン
二六	三五九トン
二七	六二〇トン
二八	一トン
二九	一一四トン

○財務省告示第二百十七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　三万五千五百九十八トン

二　冷凍牛肉　三万六千四百三十四トン

○財務省告示第二百十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

平成二十一年度の初日から平成二十一年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十一万六千百十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　十一万六千百十九トン

○財務省・厚生労働省告示第一号

株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号）第八条第三号の規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、平成二十一年七月一日から平成二十一年十二月三十日まで適用する。

平成二十一年六月三十日

財務大臣　与謝野　馨

厚生労働大臣　舛添　要一

1　株式会社日本政策金融公庫法施行令（以下「令」という。）第八条第三号に規定する主務大臣の指定する感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に掲げる新型インフルエンザとする。

2　令第八条第三号に規定する生活衛生関係営業であってその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するものは、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業とする。

○国税庁告示第十三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

国税庁長官　石井　道遠

別表特定非営利活動法人ジェイエイチピー学校をつくる会の項中「東京都港区浜松町一丁目二十五番十一号」を「東京都港区芝五丁目二六番一六号」に改める。

○国税庁告示第十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月三十日

国税庁長官　石井　道遠

一　別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人子どもの村福岡を設立する会	福岡県福岡市中央区赤坂二丁目三の一	満留　昭久	平成二十一年七月一日から平成二十六年六月三十日まで
特定非営利活動法人東三河後見センター	愛知県豊川市豊川町辺通四の四豊川商工会議所三階	長谷川卓也	平成二十一年七月一日から平成二十六年六月三十日まで

二　別表特定非営利活動法人神奈川被害者支援センターの項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人芸技能研究所の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人国連ＵＮＨＣＲ協会の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人シーピーアイ教育文化交流推進委員会の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人数理の翼の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・東京の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人日本ブルキナファソ友好協会の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人パッチワークの項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改め、同表特定非営利活動法人福岡どうぶつ会議所の項中「平成二十一年六月三十日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。